

原議保存期間10年  
(平成29年12月末日まで)

警察庁丙交指発第20号、丙刑企発第16号

平成19年5月23日

警察庁交通局長

警察庁刑事局長

各管区警察局長  
警視總監殿  
各道府県警察本部長  
各方面本部長

「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式  
例の特例として用いられる書式の統一化について」の一部改正について

標記の件については、別添のとおり平成19年5月23日付け最高検企第141号を  
もって次長検事から通知があったので、通知する。

平成19年5月23日



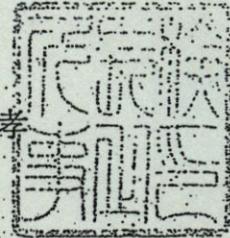
警察庁乙<sup>文</sup>刑収第 0.07号

最高検企第141号

平成19年5月23日

警察庁次長 吉村博人 殿

次長検事 横田 尤 孝



平成12年3月30日付け最高検企第84号次長検事依命通達「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の一部改正について（参考通知）

この度、標記の件について、別添のとおり検事長及び検事正に通達したので、参考通知します。

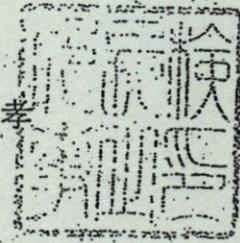
最高検企第140号

平成19年5月23日

検事長殿

検事正殿

次長検事 横田 尤 孝



平成12年3月30日付け最高検企第84号依命通達「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の一部改正について（依命通達）

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）の一部が本年6月2日から施行され、刑法の一部を改正する法律（平成19年法律第54号）が本日公布され、本年6月12日から施行されることに伴い、標記通達の一部を下記のとおり改正することとしたので、本改正に基づく取扱いが実施されるよう司法警察職員に指示することとされたい。

なお、改正前の様式による用紙が残存している場合には、施行日以降においても、当分の間、適宜修正を加え、これを使用して差し支えないので、併せて伝達願いたい。

おって、既に検事総長の承認を得て特例書式を制定している事項について、今回の改正の趣旨にのっとり改める場合には、改めて検事総長の承認を得る必要はないので申し添える。

また、本件については、法務省刑事局、最高裁判所及び警察庁と協議済みである。

#### 記

- 1 題名「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」を「自動車運転過失傷害等

事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」に改める。

2 別添1中「自動車等による業過傷事件特例書式目次」を「自動車運転過失傷害等事件特例書式目次」に改める。

3 別添1自動車等による業過傷事件特例書式の様式第1号(その1)中

罪名	<input type="checkbox"/> 業務上過失傷害 刑法 211条1項前段
	<input type="checkbox"/> 道路交通法違反 同法 条 項 号, 条 項 号
罰条	<input type="checkbox"/>

」を

罪名	<input type="checkbox"/> 自動車運転過失傷害 刑法211条2項
	<input type="checkbox"/> 業務上過失傷害 刑法 211条1項前段
罰条	<input type="checkbox"/> 道路交通法違反 同法 条 項 号, 条 項 号
	<input type="checkbox"/>

」に

改める。

4 別添1自動車等による業過傷事件特例書式の様式第1号(その1)の被疑者欄

中

免許	交付 年 月 日第 号 公安委員会
	<input type="checkbox"/> 大 型 <input type="checkbox"/> 普 通 <input type="checkbox"/> 大 特 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 小 特 <input type="checkbox"/> 原 付 <input type="checkbox"/> 牽 引 <input type="checkbox"/> 大型二 <input type="checkbox"/> 普通二 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> 牽引二 <input type="checkbox"/> 大型仮 <input type="checkbox"/> 普通仮

」を

免許	交付 年 月 日第 号 公安委員会
	<input type="checkbox"/> 大 型 <input type="checkbox"/> 中 型 <input type="checkbox"/> 普 通 <input type="checkbox"/> 大 特 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 小 特 <input type="checkbox"/> 原 付 <input type="checkbox"/> 牽 引 <input type="checkbox"/> 大型二 <input type="checkbox"/> 中型二 <input type="checkbox"/> 普通二 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> 牽引二 <input type="checkbox"/> 大型仮 <input type="checkbox"/> 中型仮 <input type="checkbox"/> 普通仮

」に

改める。

- 5 別添1自動車等による業過傷事件特例書式の様式第1号(その1)の被疑者欄中

前科	前科 業務上過失致死傷 回, 道路交通法違反 回, その他 回
前歴	前科以外の前歴 業務上過失致死傷 回, 道路交通法違反 回(内反則行為 回), その他 回

」を

前科	前科 危険運転致死傷 回, 自動車運転過失致死傷 回, 業務上過失致死傷 回, 道路交通法違反 回, その他 回
前歴	前科以外の前歴 危険運転致死傷 回, 自動車運転過失致死傷 回, 業務上過失致死傷 回, 道路交通法違反 回(内反則行為 回), その他 回

」に

改める。

- 6 別添1自動車等による業過傷事件特例書式の様式第2号(その1)中

実 況 見 分 調 書

年 月 日

警察署 司法 ㊦

被疑者 に対する 業務上過失傷害 被疑事件につき、本

道路交通法違反 職は下記のとおり実況見分をした。

」を

実 況 見 分 調 書

年 月 日

警察署 司法 ㊦

被疑者 に対する 自動車運転過失傷害 業務上過失傷害 被疑

道路交通法違反 事件につき、本職は下記のとおり実況見分をした。

」に

改める。

7 別添1自動車等による業過傷事件特例書式の様式第4号(その1)中

「

上記の者に対する業務上過失傷害、道路交通法違反被疑事件につき、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のおり供述した。	
前科	1 前科は 業務上過失致死傷 回、道路交通法違反 回、その他 回
前歴	2 前科にはなりませんでしたが、その他の前歴は 業務上過失致死傷 回、道路交通法違反 回(内反則行為 回)、その他 回

」を

「

上記の者に対する自動車運転過失傷害、業務上過失傷害、道路交通法違反被疑事件につき、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のおり供述した。	
前科	1 前科は 危険運転致死傷 回、自動車運転過失致死傷 回、 業務上過失致死傷 回、道路交通法違反 回、その他 回
前歴	2 前科にはなりませんでしたが、その他の前歴は 危険運転致死傷 回、自動車運転過失致死傷 回、 業務上過失致死傷 回、道路交通法違反 回(内反則行為 回)、その他 回

」に

改める。

8 別添2運用要領第1, 1を次のように改める。

1 被疑者欄

前科、前歴欄には、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷、業務上過失致死傷、道路交通法違反、その他の五欄があるが、その他欄については、道路運送法、道路運送車両法、自動車損害賠償保障法、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反等いわゆる交通関係法令違反事件に限って記入させ、前歴につ

いては、前科となった事件以外の事件の検挙歴を記入させること。

危険運転致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件又は業務上過失致死傷事件と道路交通法違反事件とが併合罪又は科刑上一罪として処罰された場合は、それぞれ危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷又は業務上過失致死傷の回数に、危険運転致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件、業務上過失致死傷事件又は道路交通法違反事件と他の犯罪とが併合罪又は科刑上一罪として処罰された場合は、それぞれ危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷、業務上過失致死傷又は道路交通法違反の回数に記入させること。

なお、上記の場合において、改正前の自動車等による業務上過失致死傷事件に係るものについては、すべて業務上過失致死傷の回数に記入させること。

- 9 別添2運用要領第1, 3中「本欄について、」の次に「自動車運転過失傷害事件及び」を加える。
- 10 別添2運用要領第1, 4中「被害者から診断書が提出され、」の次に「自動車運転過失傷害事件又は」を加える。
- 11 別添2運用要領第1, 7, (1)中

大型	大	特	大	路	マ	普	普	三	軽	軽	軽	ミ	大	普	軽	二	一	小
バス	貨	貨	特	面	イ	乗	貨	輪	四	四	三	ニ	自	自		種	種	
				電	ク				乗	貨	乗	カ	二	二	二	原	原	特
				バス	ロ							一						

」を

大型	大	大	路	中	中	普	普	三	軽	軽	軽	ミ	大	普	軽	二	一	小
バス	マ		面	型					四	四		ニ	自	自		種	種	
	イ	貨	電	バス	貨	乗	貨	輪	乗	貨	三	カ	二	二	二	原	原	特
	ク											一						

」に

改める。

12 別添2運用要領第1, 7, (4)中「本欄は, 」の次に「自動車運転過失傷害事件又は」を加える。

附 則

(施行期日)

この依命通達の規定は, 次の各号に掲げる区分に従い, 当該各号に定める日から施行する。

- 1 4及び11の規定 平成19年6月2日
- 2 1から3まで, 5から10まで及び12の規定 平成19年6月12日